

松田議員要望項目一覧

令和7年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
「日本版ＤＢＳ」運用開始に向けた取組について ２０２４年６月に教育や保育の現場での子どもへの性犯罪を防ぐため、性犯罪歴の有無を確認する「子ども性暴力防止法（日本版ＤＢＳ法）」が成立し、２０２６年１２月施行に向け、こども家庭庁において制度の運用に係るガイドラインが年内に策定される予定である。 現行の制度設計では、運用上の課題も想定されるため、円滑かつ適正な制度運用のための準備が必要であると考えます。 については、本県としても制度の改善・充実が図られるよう取り組み、県民が安心して子どもを預けられる環境が整えられるよう、以下について要望する。 （１）犯罪事実確認書の対象範囲の拡大について 現行制度では、確認対象が「性犯罪の前科がある者」に限定されている。しかしながら、前科がなくても性犯罪により不起訴処分を受けた事案、あるいは性犯罪を理由とする懲戒処分歴がある場合など、子どもの安全確保の観点から重要な情報が含まれる可能性があると考えられるため、犯罪事実確認書の対象範囲拡大を国に要望していただきたい。	令和６年６月の法案成立時に付された衆参両議院の附帯決議において、特定性犯罪の範囲の拡大について検討することなどが盛り込まれているほか、施行後３年を目途とした見直し検討規定が設けられており、施行状況及び国における議論を注視しつつ、必要に応じて国に対する要望を行っていく。
（２）情報漏洩防止について 性犯罪歴に関する個人情報、秘匿性が高く漏洩や不適切な利用のリスクが懸念される。 本県においても、事業者への情報提供の際は厳格な管理基準を設け、目的外利用の禁止や違反時の罰則等を徹底するよう国に要望するとともに、県独自の監督・指導体制について検討いただきたい。	性犯罪に関する犯罪事実確認記録等については、法律上、目的外利用や第三者提供が禁止されており、違反者には罰則が課されるほか、対象事業者は犯罪事実確認記録等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない旨が規定されている。対象事業者が講ずべき具体的な措置の内容については、現在、国の有識者検討会において検討中であり、本年末に国が公表する下位法令及びガイドラインに定められる予定であるため、まずはその内容を確認し、県としても、市町村等と連携しながら円滑な施行に向けて準備をしていく。
（３）無犯罪証明取得に係る負担軽減について 証明書発行のための事務作業や申請手数料等が事業者や求職者に過度な負担とならないよう、国に申請手続きの簡素化や費用負担軽減策を国に要望していただきたい。	犯罪事実確認書の発行・交付に係る事務作業や申請手数料等については、事業者等の過度な負担とならないよう、現在、国の有識者検討会において検討中であり、本年末に国が公表する下位法令及びガイドラインに定められる予定であるため、まずはその内容を確認する。

要望項目	左に対する対応方針等
(4) 制度の周知について 年度内にガイドラインが策定されることから、施行前から周知を進めていく必要があると考える。制度の趣旨を正しく理解し、関係者が適切に対応できるよう、継続的な情報発信、研修会等の開催を行っていただきたい。	令和6年12月にこども家庭庁職員を講師とし、法律制定の背景や目的、講じなければならない措置などを関係者へ分かりやすく説明するセミナーを開催したほか、令和7年8月に市町村・各施設関係者向け研修会や市町村との意見交換会を開催した。引き続き、国における議論の状況を注視しつつ、市町村の担当課へ必要な情報提供を迅速に行い、関係機関と連携しながら施行に向けた準備を行っていく。 【令和7年度当初予算】 ・日本版 DBS 制度理解促進事業 1, 542千円